

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

乙部町長 寺 島 努

市町村名 (市町村コード)	乙部町 (013641)
地域名 (地域内農業集落名)	乙部町 (緑町1・館浦・姫川・旭岱・富岡・鳥山・栄浜地区)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年3月1日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
 注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

平成25年に策定した人・農地プランでは、地域の中心となる経営体の平均年齢は49.8歳(法人を除く。)であったが、令和5年に実施したアンケート調査の結果では、59.5歳と高齢化が進み、大半が後継者を確保できていない状況なことから、今後の担い手不足が懸念される。
 また、10年後には離農農家や規模縮小農家が全体の3割を占めることが予想され、遊休農地の更なる増加が懸念される。
 このため、担い手農業者を確保していくための体制を構築することや、地域全体で分散する担い手の農地を集約し、地域で取り組める効率的な栽培方法を検討していく必要がある。

【地域の基礎的データ】

農家戸数:177戸、販売農家:52戸、自給農家:65戸(2020年農林業センサス)
 主な作物:水稲、小麦、地大豆、ブロッコリー、馬鈴薯、ゆり根、そば、アスパラ、いちご

(2) 地域における農業の将来の在り方

担い手については、農地バンクを積極的に活用することで、地域内外から農業者を確保していくことが重要であり、新規就農者の場合は、就農から経営安定までの総合的な支援や地域の受入体制づくりを推進していく。
 また、主要作物の維持・発展のため、新たな生産技術や栽培方法を取り入れることで、省力化や労働力不足を解決し、農業所得の向上につなげていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	831 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	831 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	0 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とするが、自作地や離農・規模縮小による農地については、将来検討地とし、保全・管理を行う区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用して、認定農業者や新規就農者を中心に団地面積の拡大を進めるとともに、担い手への効率的かつ安定的な農業経営への計画的な農用地の農地集積・集約化を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
中間管理機構が受け皿となり、地域の合意形成を図りながら、農用地の貸し付け等を進め、団地面積の増加を図る。 また、担い手の経営意向を斟酌し、農用地の集約化を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
地域の農用地の多くは賃貸借による利用集積であることから、基盤整備事業は考えていないが、地域のニーズに応じて、検討していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域の製造業・小売業等とのつながりを構築し、地域での6次産業化や販路の拡大を図り、多角的な事業を推進する。 また、農地の貸し借り、斡旋等の相談から定着までを行う機能を構築し、多様な農業経営の育成・確保に努める。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
関係機関と連携し、農作業受委託の推進に向けて、将来的に担い手に引き継ぐことができるよう環境の整備を図る。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

- ①クマやシカの被害防止のための電気牧柵を設置する取り組みを行う。
- ③ドローン等の活用により農作業の効率化を図る。
- ⑦土地条件の良好でない農地は継続して保全管理を行っていく。